

射水市重層的支援体制整備事業実施計画

「いみず・みんなて・つなぐっと(good)事業」

～「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」の実現を目指して～

(令和6年度～令和7年度)

令和 6年 3月

射水市福祉保健部地域福祉課

目 次

1 重層的支援体制整備事業について	2
重層的支援体制整備事業創設の背景及び事業の概要	
2 射水市の重層的支援体制整備事業実施計画	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 計画期間	6
3 重層的支援体制整備事業の実施体制と取組内容	7
(1) 相談支援	9
包括的相談支援事業	9
多機関協働事業	11
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	11
(2) 参加支援	12
(3) 地域づくりに向けた支援	13
4 重層的支援体制整備事業の推進体制	16
(1) 重層的支援会議	17
(2) 重層的支援体制整備事業の支援会議	17
(3) 連携体制の構築	18
(4) 評価	19
5 参考資料	23

Ⅰ 重層的支援体制整備事業について

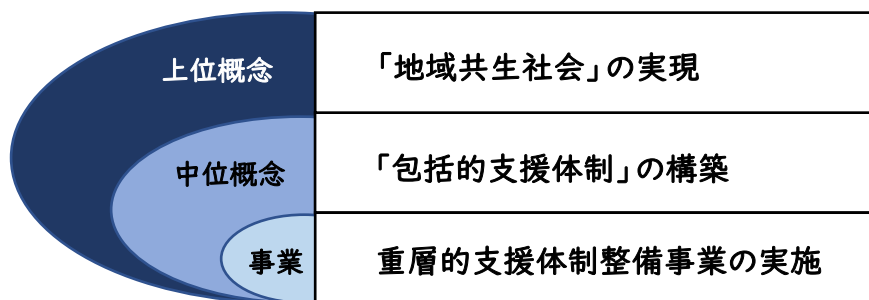
重層的支援体制整備事業創設の背景及び事業の概要

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などにより、高齢の親と 50 代のひきこもり状態の子が同居している中で起こる「8050問題」や、親の介護と育児が同じ時期に重なる「ダブルケア」といった、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が見られるなど、家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、人口の減少、非正規雇用の拡大、コミュニティ機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結び付きが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化しているケースが見られます。従来の支援体制では、必要な支援が届かない現状に対応するため、課題を抱える人たちを包括的に受け止める体制の整備が求められています。

国では、社会福祉法に基づき、令和 3 年 4 月に重層的支援体制整備事業を創設しました。

この事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施することとしています。



（重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

社会福祉法第106条の4第2項		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障がい】障がい者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援	⑨
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
	柱書		【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	⑨
第5号		多機関協働	⑨
第6号		支援プランの作成(※)	⑨

(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施

2 射水市の重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 計画の位置づけ

この実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定により、重層的支援体制整備事業の具体的な支援体制に関する事項について定めるものです。

本市では、本計画の上位計画である「いみず地域共生プラン（第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画）」（令和3年度～令和12年度）を令和3年3月に策定しています。基本目標の一つに「自分らしく生活できる仕組みづくり」を設定しており、包括的な相談支援体制の構築、全庁的な体制整備、制度の狭間の課題解決等の施策を進め、地域住民、関係団体・関係機関、行政等が協力して地域共生社会の実現に向けて取り組むこととしています。

さらに、本計画は、重層的支援体制整備事業が属性を問わず、分野横断的な支援を行うものであるとともに、高齢、介護、障がい、子ども、生活困窮の既存制度における事業の一部を包括化して実施するため、「射水市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「射水市障がい者基本計画」、「射水市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図ります。

いみず地域共生プラン 計画の体系より抜粋

基本理念	みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水
基本目標	【基本目標1】 ともに支え合う人づくり 【基本目標2】 安心して暮らせる地域づくり 【基本目標3】 自分らしく生活できる仕組みづくり
【基本目標3】 施策の方向	1 包括的な相談支援体制の構築 2 全庁的な体制整備 3 制度の狭間の課題解決 4 更生支援の推進 5 福祉分野以外との連携 6 福祉サービス事業者への支援

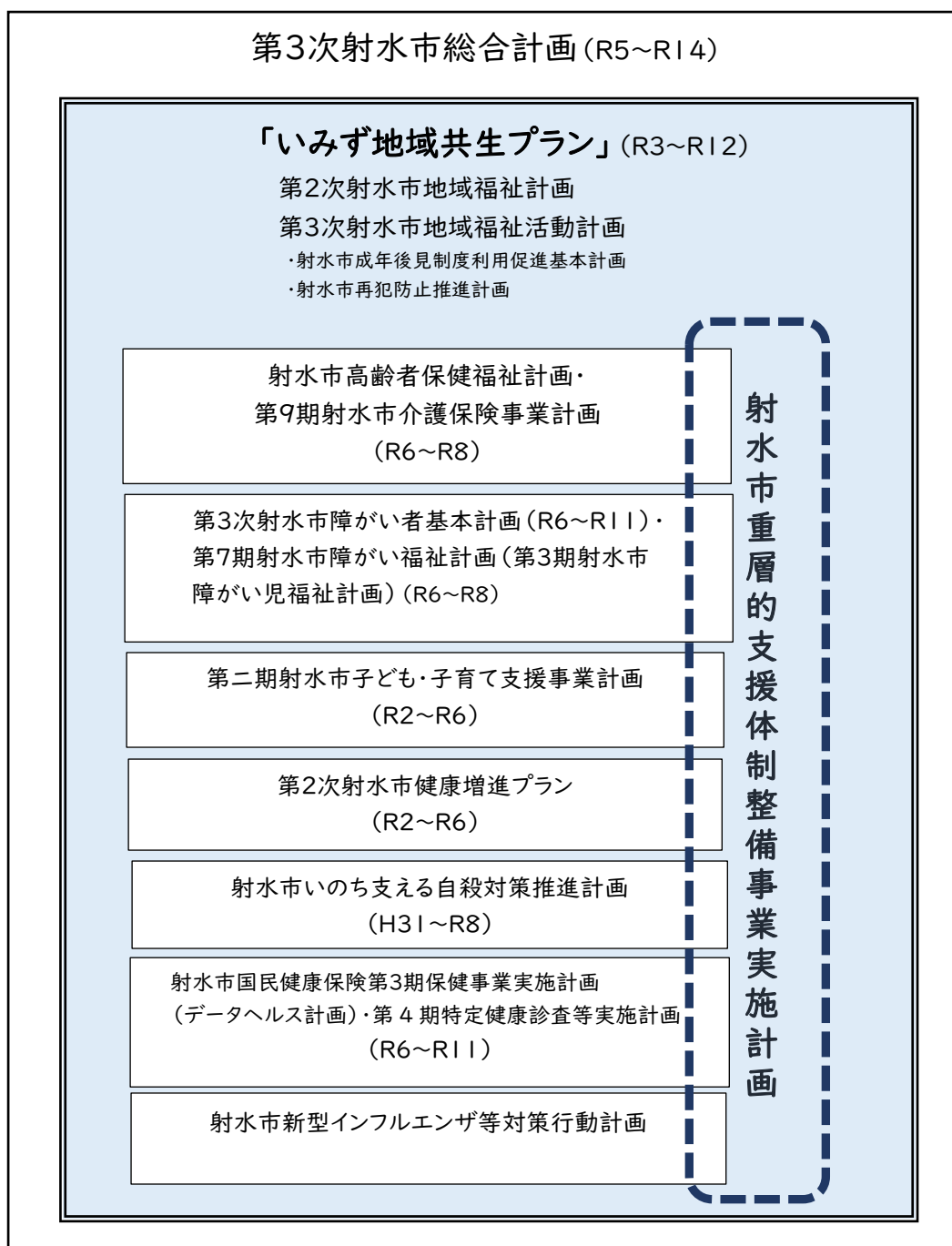


射水市重層的支援体制整備事業「いみず・みんなで・つながっと(good)事業」の実施

基本目標	一人も取り残されない包括的な支援体制を整備し、誰もが自分らしく生活できる仕組みをつくる
施策	①世代や属性を問わず断らない相談支援体制の構築 ・関係部署、関係機関との連携体制の構築 ②多機関協働事業の推進 ・多様な支援機関が連携、協働するための調整機能を担う部署の設置 ・相談支援包括化推進員の配置 ③支援が必要な人に支援を届けるための体制の構築 ・アウトリーチ支援専門員の配置 ・相談支援機関や地域住民等と連携した対象者の把握、情報収集 ④支援が必要な人に参加支援の場を提供するための体制の構築 ・参加支援コーディネーターの配置 ⑤多様な地域活動が実施できる地域づくりへの支援 ・地域の多様な活動の場との連携

(2) 計画期間

本計画の実施期間は2年間とします。また、「いみず地域共生プラン」の中間見直しを行う令和7年度に合わせ、実績等を勘案して本計画の見直しを行います。



射水市重層的
支援体制整備
事業実施計画

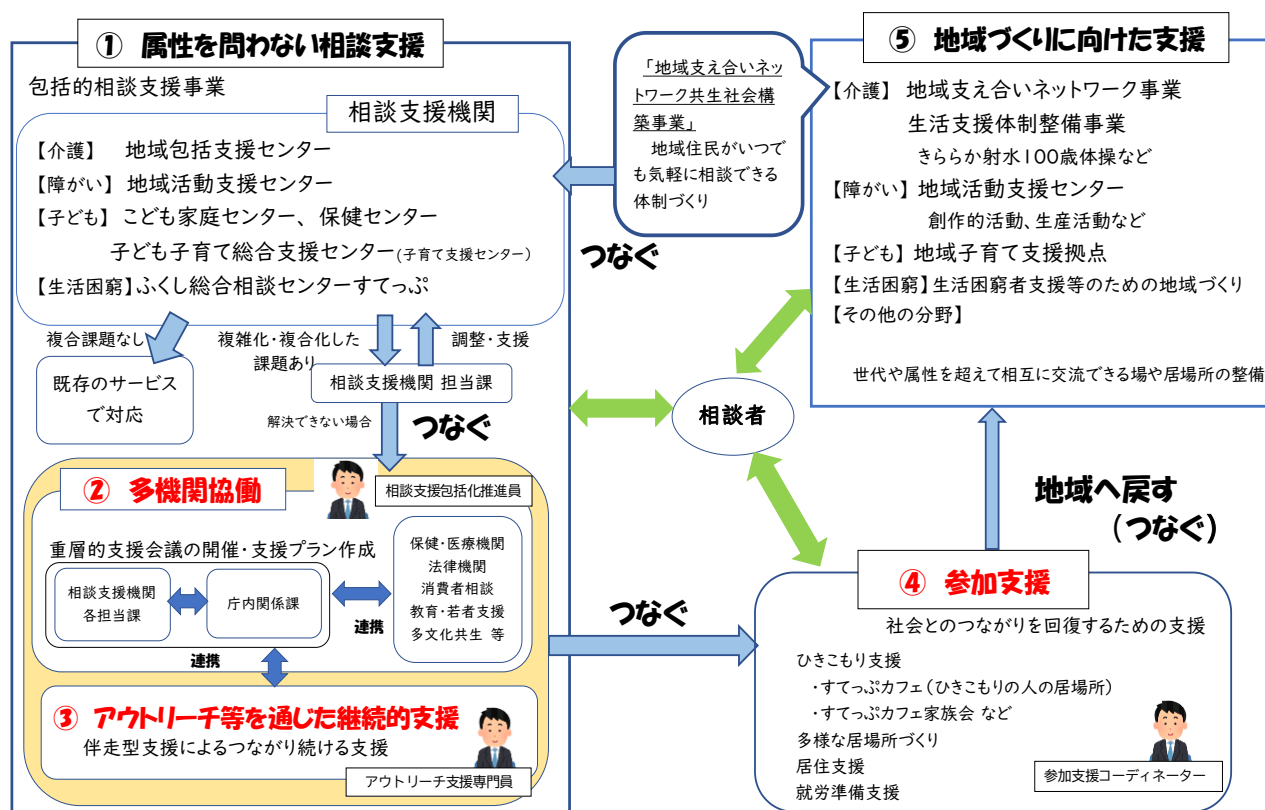
3 重層的支援体制整備事業の実施体制と取組内容

重層的支援体制整備事業は、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。関係機関や市民など多様な主体が立場の違いを超えて連携し、各分野の制度や事業の重なり合いをつくり重層的なセーフティネットを構築することにより、支援の必要な人が制度の狭間に取り残されることなく、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、重層的支援体制を推進します。

本市では、「包括的相談支援事業」及び「地域づくり事業」は、基本型事業・拠点として、現行の実施体制・機能を維持しつつ、関係機関の連携強化を図ることにより、属性に関わらず分野を超えた断らない相談体制の充実を図るとともに、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

新規機能となる「多機関協働事業」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」は、地域福祉課内に担当部署を設置し、直営により実施を開始し、状況を見ながら法人への委託等機能の充実について検討します。また、「参加支援事業」については、直営又は委託により機能を拡充します。

射水市重層的支援体制整備事業 「いみず・みんなで・つながっと (good) 事業」



「いみず・みんなで・つながっと (good) 事業」には、「good(良い)」という意味と、「ぐっと距離が近い感じ」という意味を込めています。

「つなが」をキーワードに、射水市に関わるみんなの距離がぐっと近くなり、誰もが取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる体制づくりを目指します。

事業名		事業内容
相談支援	①包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める。 ・相談者の課題を整理し、必要な情報提供や他の支援機関と連携して対応する。 ・複雑化・複合化した課題がある時は、支援担当課で調整・支援し、解決できない場合は多機関協働事業へつなぐ。
	②多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ・重層的支援体制整備事業の中核を担い、全体調整を行う。 ・支援担当課等からつながれた、複雑化・複合化した相談事例の課題を整理し、支援関係機関の役割分担等を行う。
	③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の届いていない人に支援を届ける。 ・地域や関係機関とのつながりから潜在的な支援対象者や相談者を見つける。 ・孤独・孤立により問題を抱えた人を早期に把握し、意向や事情に配慮した支援を行う。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
④参加支援 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。 	
⑤地域づくりに向けた支援 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて相互に交流できる多様な場や居場所を整備する。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すため個別の活動や人をコーディネートする。 ・多分野のつながりから地域における活動を活性化させる。 	

(1) 相談支援

区分	実施事業	実施体制			
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 [第1号のイ]	地域包括支援センター		既存事業	
	対象者	65歳以上の高齢者等			
	実施方式	委託:社会福祉法人			
	圏域	市内6か所			
	支援機関	地域包括支援センター（新湊西、新湊東、小杉・下、小杉南、大門、大島）			
		保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置			
	事業内容	総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、第1号介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメント等を行う。			
担当課	地域福祉課				
		指標:延べ相談回数 (令和4年度:12,852回)			
	障がい者相談支援事業 [第1号のロ]	障がい者等相談支援事業		既存事業	
	対象者	障がいのある人及びその家族等			
	実施方式	委託:社会福祉法人、NPO 法人			
	圏域	市内4か所			
	支援機関	地域活動支援センター(相談支援事業者)計4か所			
		福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行う。			
	担当課	社会福祉課			
		指標:延べ相談回数 (令和4年度実績:7,181回)			

区分	実施事業	実施体制		
包括的相談支援事業	利用者支援事業 [第1号のハ]	利用者支援事業		既存事業
		基本型	こども家庭センター型	
		対象者	子ども及びその保護者等	
		実施方式	直営	
		圏域	市内1か所	
		支援機関	市立子育て支援センター 保育コンシェルジュ	保健センター こども家庭センター
		事業内容	保育園の利用者や入所希望者からの相談対応や情報提供、利用支援等を行う。	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談対応等を行う。また、子ども家庭支援員と保健師等が連携・協力しながら一体的支援を行う。
		担当課	子育て支援課	保健センター(母子保健担当) 子育て支援課(児童福祉担当)
		指標:延べ相談件数		
		基本型	(令和4年度実績: 912件)	
		こども家庭センター型	(令和4年度実績:3,269件)	
包括的相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業 [第1号のニ]	自立相談支援事業		既存事業
		対象者	生活に困窮している又は生活困窮の可能性のある人及びその家族等	
		実施方式	委託:社会福祉法人	
		圏域	市内1か所	
		支援機関	ふくし総合相談センターすてっぷ	
		事業内容	生活困窮者の抱える相談、多様な課題の包括的な受け止め、自立までの継続的な支援等を行う。	
		担当課	社会福祉課	
		指標:新規相談件数		
		(令和4年度実績:50件)		

区分	実施事業	実施体制		
多 機 関 協 働 事 業	多機関協働事業 [第5号・第6号]	相談支援包括化推進員の配置 重層的支援会議等の開催		新規事業
		対象者	複雑化・複合化した課題を抱えている人及び 支援機関	
		実施方式	直営	
		圏域	市内全域	
		人員配置	4人	
		事業内容	各相談支援関係機関や担当課等と連携、調整しながら、重層的支援会議の開催、支援の方向性や役割分担の決定、支援プランの作成等により、複雑化・複合化した課題の解決に向けた支援を行う。	
		担当課	地域福祉課	
ア ウ ト リ ー チ 等 を 通 じ た 継 続 的 支 援 事 業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [第4号]	アウトリーチ支援専門員の配置		新規事業
		対象者	複雑化・複合化した課題を抱えているが支援が届いていない人	
		実施方式	直営	
		圏域	市内全域	
		人員配置	2人	
		事業内容	アウトリーチ支援専門員を配置し、相談支援関係機関や地域の人と連携を図りながら情報収集を行い、信頼関係の構築に向け、家庭訪問、同行支援等によりつながり続ける伴走的支援を行う。	
		担当課	地域福祉課	

(2) 参加支援

区分	実施事業	実施体制		
参加支援事業	参加支援事業 〔第2号〕	参加支援コーディネーターの配置		新規事業
		対象者	制度の狭間にあり社会参加につながらない人	
		実施方式	直営	
		人員配置	1人	
		事業内容	参加支援コーディネーターを配置し、要支援者に対する参加支援メニューの提供、居場所機能等の受け入れ先のための調整、関係づくりを行う。	
		担当課	地域福祉課	
		<p>・関連する事業</p> <p>ひきこもりサポート事業</p>		既存事業
		対象者	ひきこもり状態にある人及びその家族等	
		実施方式	委託：社会福祉法人	
		圏域	市内全域 1か所	
		支援機関	ふくし総合相談センターすてっぷ	
		業務内容	ひきこもり支援ステーションとして、ひきこもり状態にある人やその家族等への理解や相談支援を行い、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が集まる居場所づくり、地域のネットワークづくり等を一体的に行う。	
		担当課	社会福祉課	
		<p>指標：すてっぷカフェ利用者延べ人数 (令和4年度実績：40人)</p>		

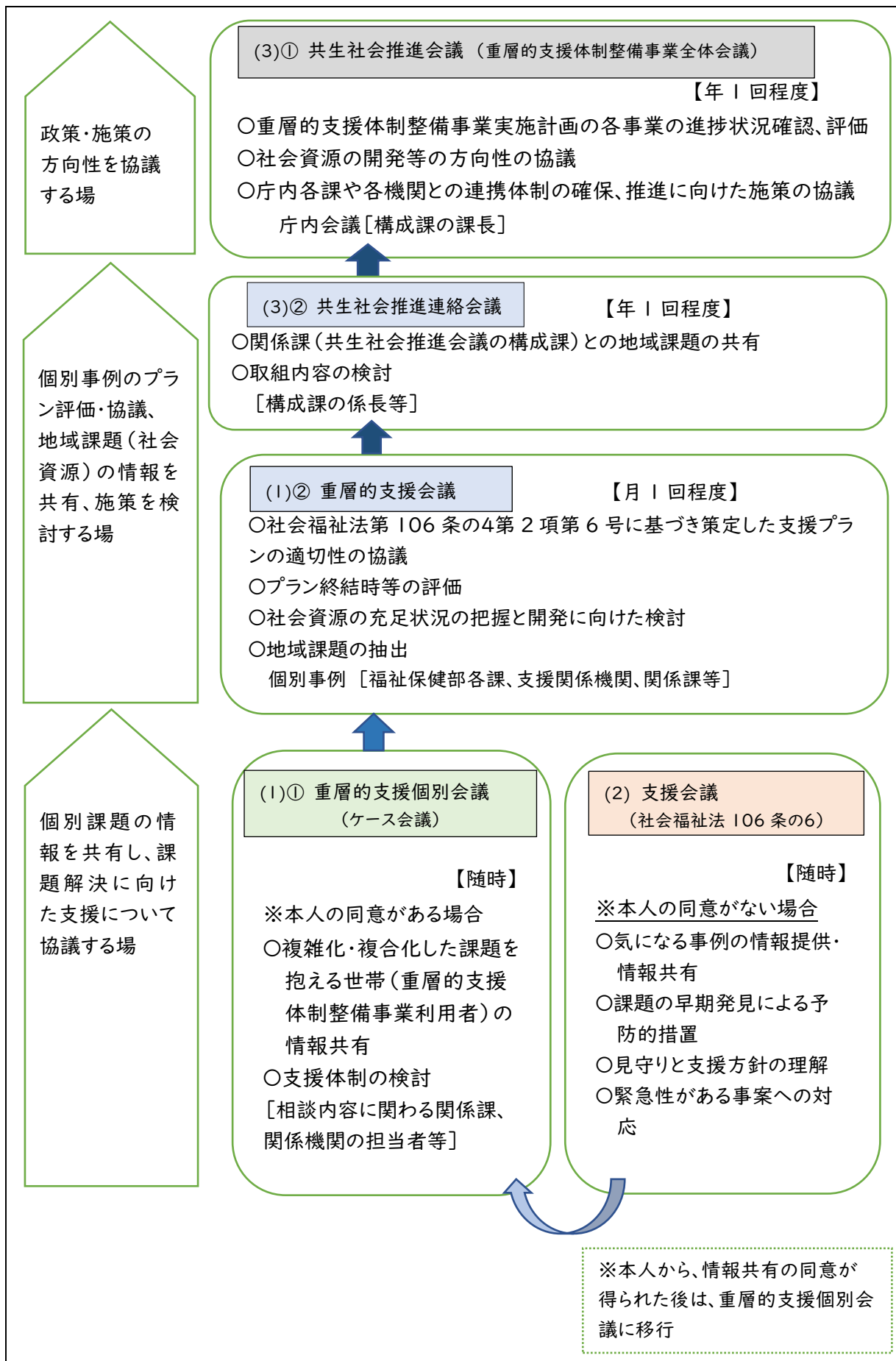
(3) 地域づくりに向けた支援

区分	実施事業	実施体制			
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業 [第3号のイ]	地域介護予防活動支援事業		既存事業	
		対象者	65歳以上の高齢者及びその支援活動に関わる人等		
		実施方式	直営、委託：社会福祉法人		
		圏域	市内全域（地域振興会単位）		
		事業内容	定期的な利用が可能な地域の通いの場づくりを支援する。また、きららか射水100歳体操の普及・定着の支援、グループ活動が継続できるように支援を行う。		
		担当課	地域福祉課、保健センター		
			指標：100歳体操活動グループ数及び参加率 (令和4年度末実績：146グループ、7.5%)		
			地域支え合いネットワーク事業		既存事業
	対象者	65歳以上の高齢者等			
	実施方式	直営			
	圏域	地域振興会単位			
	事業内容	高齢になっても、支援が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活できるよう地域での支え合い体制づくりを支援する。			
	担当課	地域福祉課			
			指標：地域支え合いネットワーク事業実施地域数 (令和4年度実績：26地域)		
			地域支え合いネットワーク共生社会構築事業		既存事業
対象者	市民				
実施方式	直営				
圏域	地域振興会単位				
事業内容	高齢者、子ども、障がい者、困窮者など世代や属性に関係なく、地域の様々な人が集い、相談支援や地域課題を共有するプラットフォームを創出するための支援を行う。				
担当課	地域福祉課				

区分	実施事業	実施体制		
地域づくり事業	生活支援体制整備事業 [第3号のロ]	生活支援体制整備事業		既存事業
		対象者	65歳以上の高齢者等	
		実施方式	直営、委託：社会福祉法人	
		圏域	第1層(市内全域) 市内1か所 第2層(包括圏域) 市内6か所	
		事業内容	生活支援コーディネーターを配置し、定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、高齢者の地域での一体的な生活支援等サービスの提供ができる地域支え合いネットワーク事業の支援を行う。	
		担当課	地域福祉課	
地域活動支援センター設置事業 [第3号のハ]	地域活動支援センター	地域活動支援センター		既存事業
		対象者	障がい者等	
		実施方式	委託：社会福祉法人、NPO法人	
		圏域	市内全域	
		支援機関	機能強化型(1型):1か所 基本型:3か所	
		事業内容	障がい者等の通いによる創作的活動又は生産活動等の機会のある場を設置する。 機能強化事業では、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。	
		担当課	社会福祉課	
		指標：地域活動支援センター設置数及び利用者数 (令和4年度実績：4か所、延べ利用人数4,717人)		

区分	実施事業	実施体制													
地域づくり事業	地域子育て支援拠点事業 [第3号の二]	<p>地域子育て支援拠点事業</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>子育て中の親子等</td> </tr> <tr> <td>実施方式</td> <td>直営、委託</td> </tr> <tr> <td>圏域</td> <td>市内9か所</td> </tr> <tr> <td>支援機関</td> <td>子育て支援センター 市立1、民間7、連携型(民間)1施設</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談援助、情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う。</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>子育て支援課</td> </tr> </table> <p>指標:子育て支援センター延べ利用者数 (令和4年度実績:延べ22,029人)</p>	対象者	子育て中の親子等	実施方式	直営、委託	圏域	市内9か所	支援機関	子育て支援センター 市立1、民間7、連携型(民間)1施設	事業内容	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談援助、情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う。	担当課	子育て支援課	既存事業
	対象者	子育て中の親子等													
実施方式	直営、委託														
圏域	市内9か所														
支援機関	子育て支援センター 市立1、民間7、連携型(民間)1施設														
事業内容	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談援助、情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う。														
担当課	子育て支援課														
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 [第3号柱書]	地域支え合いネットワーク共生社会構築事業(再掲)	<table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>市民</td> </tr> <tr> <td>実施方式</td> <td>直営</td> </tr> <tr> <td>圏域</td> <td>地域振興会単位</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>高齢者、子ども、障がい者、困窮者など世代や属性に関係なく、地域の様々な人が集い、相談支援や地域課題を共有するプラットフォームを創出するための支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>地域福祉課</td> </tr> </table>	対象者	市民	実施方式	直営	圏域	地域振興会単位	事業内容	高齢者、子ども、障がい者、困窮者など世代や属性に関係なく、地域の様々な人が集い、相談支援や地域課題を共有するプラットフォームを創出するための支援を行う。	担当課	地域福祉課	既存事業		
	対象者	市民													
実施方式	直営														
圏域	地域振興会単位														
事業内容	高齢者、子ども、障がい者、困窮者など世代や属性に関係なく、地域の様々な人が集い、相談支援や地域課題を共有するプラットフォームを創出するための支援を行う。														
担当課	地域福祉課														
	(仮称)地域住民主体の活動を支援する担い手の確保事業	<table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>市民</td> </tr> <tr> <td>実施方式</td> <td>直営(又は委託)</td> </tr> <tr> <td>圏域</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>地域の支え合い体制構築に向け、地域活動への参加や、担い手同士のつながりづくりを促進するため、身近な圏域で市民に対する福祉制度や地域づくりに関する説明会、研修会等を行う。 民生委員の活動しやすい環境を整備するため、地域活動の担い手の確保や参加協力を促す。</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>地域福祉課</td> </tr> </table> <p>指標:民生委員の結ネット登録割合</p>	対象者	市民	実施方式	直営(又は委託)	圏域	市内全域	事業内容	地域の支え合い体制構築に向け、地域活動への参加や、担い手同士のつながりづくりを促進するため、身近な圏域で市民に対する福祉制度や地域づくりに関する説明会、研修会等を行う。 民生委員の活動しやすい環境を整備するため、地域活動の担い手の確保や参加協力を促す。	担当課	地域福祉課	新規事業		
対象者	市民														
実施方式	直営(又は委託)														
圏域	市内全域														
事業内容	地域の支え合い体制構築に向け、地域活動への参加や、担い手同士のつながりづくりを促進するため、身近な圏域で市民に対する福祉制度や地域づくりに関する説明会、研修会等を行う。 民生委員の活動しやすい環境を整備するため、地域活動の担い手の確保や参加協力を促す。														
担当課	地域福祉課														

4 重層的支援体制整備事業の推進体制



(1) 重層的支援会議

①重層的支援個別会議(ケース会議)	
目的	本人の同意に基づき、重層的支援体制整備事業による支援を適切かつ円滑に実施するために会議を設置する。
内容	「射水市重層的支援会議設置要綱」による ・重層的支援体制整備事業利用者の情報共有、支援体制の検討
構成員	個別ケースに合わせて招集 ・市の関係部署、支援関係機関、関係者 ・必要に応じ、専門的アドバイザー(医師、弁護士、学識経験者)等
開催時期	必要に応じて随時

②重層的支援会議	
目的	多機関協働事業者の作成した支援プランの適切性、支援の終結等を協議するために会議を設置する。
内容	「射水市重層的支援会議設置要綱」による ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
構成員	個別ケースに合わせて招集 ・福祉保健部各課(相談支援推進員) ・包括的相談支援事業者(地域包括支援センター、地域活動支援センター、自立相談支援事業) ・必要に応じ市の関係課等
開催時期	定期(月1回程度)

(2) 重層的支援体制整備事業の支援会議

支援会議	
目的	潜在的な支援対象者や相談者、課題保有世帯にも支援が届けられるよう、社会福祉法 106 条の6に基づき、本人同意が得られない場合に、支援関係機関の情報共有や役割分担を行うために会議を設置する。
内容	「射水市重層的支援体制整備事業支援会議設置要綱」による ・支援を図るために必要な情報の交換 ・支援対象者等が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討等
構成員	個別ケースに合わせて招集 ・射水市福祉保健部(相談支援推進員) ・関係課 ・関係機関
開催時期	必要に応じて随時

(3) 連携体制の構築

重層的支援体制整備事業実施計画の事業全体の調整や、各事業の進捗状況の確認、評価等を行うとともに、各分野の地域課題を共有し、不足する社会資源の開発等施策の方向性を協議するため、次の会議を設置します。

ア 庁内会議の設置

①共生社会推進会議（重層的支援体制整備事業全体会議）	
目的	部局横断的な連携体制のもと、重層的支援体制整備事業を一体的に実施するために会議を設置する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業実施計画の策定、変更等の協議 ・実施計画に記載する事業の進捗状況の確認や評価 ・地域課題の共有、不足する社会資源の開発に向けた取組方針等の協議
構成員	福祉保健部長、福祉保健部次長、政策調整監（重層支援推進担当）、収納対策課長、市民活躍・文化課長、生活安全課長、環境課長、地域福祉課長、社会福祉課長、介護保険課長、保険年金課長、子育て支援課長、こども福祉課長、保健センター所長、商工企業立地課長、観光まちづくり課長、農林水産課長、建築住宅課長、上下水道業務課長、学校教育課長、教育センター所長
開催時期	年1回程度

②共生社会推進連絡会議	
目的	部局横断的な連携体制を確保し、地域課題や不足する社会資源に対応する具体的な方策を協議、検討するために会議を設置する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事例から把握した地域課題の共有 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討 ・各分野の事業や課題に連携して取り組むための協議
構成員	共生社会推進会議の構成課の係長
開催時期	年1回程度

イ 相談支援推進員の設置

包括的相談支援に関する情報の共有を円滑に実施するため、福祉保健部の各課の担当係長又は担当者（専門職）を「相談支援推進員」とし、多機関協働事業を行う「相談支援包括化推進員」を中心とした連携体制を構築します。

また、相談時に庁内各課及び相談支援機関との連携を円滑にするため、毎年度、業務担当名簿を作成し、相談支援機関と共有します。

ウ 職員向け研修の実施

参画意識の醸成と、相談対応・支援力の向上を図るための研修会を実施します。

エ 関係諸施策及び関係団体との連携

重層的支援体制整備事業の円滑な実施にあたり、次の施策等との連携を図るよう努めます。

関係施策の例示

関連施策等	連携した対応が考えられる例
ひきこもり対策	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業においてひきこもり状態にある人の支援プランを作成する場合に、ひきこもり支援機関に重層的支援会議等の参加を求め、支援内容を検討する。
自殺対策	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業者で把握した自殺の危険性の高い人について、保健センター等自殺予防に関する相談窓口と連携し、早期に適切な支援を行う。
児童福祉制度・DV 被害者支援施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の支援体制では対応が難しい事例について、多機関協働事業者に情報提供し、母子・父子自立支援員、子ども家庭支援員、虐待対応専門員等と連携した支援を行う。
水道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の検針で地域を巡回する場合や、料金の滞納等に関する相談に応じる場合に、生活困窮や社会的問題を抱えているが支援機関等につながっておらず地域からも孤立していると感じられた場合等に、多機関協働事業者等に情報提供する。
地域生活定着促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護や小規模多機能型居宅介護支援事業所において、地域生活定着支援センターが支援する身寄りのない単身高齢者等に対して、社会とのつながりの段階的な回復や心身機能の維持に向けた支援を行う。
教育施策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のスクールソーシャルワーカー等と多機関協働事業の職員が必要な情報交換を行えるよう、日常的な連携体制を確保し、複雑化・複合化した課題を抱える児童生徒等の支援を行う。 ・教育と福祉の双方の制度の相互理解を深めるため、支援関係機関間で情報共有の機会や研修、連絡調整担当の設定等顔の見える関係づくりを行う。
子ども・若者育成支援施策	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、若者本人に明確な課題はないが、多子世帯等で養育環境や親の収入、健康の課題を抱えているなど、世帯全体で見ると複雑化・複合化した課題を抱えており、単独の機関で対応が困難と考えられるケースを多機関協働事業につなぐ。
障がい保健福祉施策	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援 B 型事業所において、支援のノウハウや人材等を生かし、障がい福祉サービス支援の対象とならないひきこもり状態の人の就労支援を実施する。
生活保護制度	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援事業者において、本人や世帯の状態から、自立に向けて生活保護の受給が必要となる可能性が高いと判断し、本人も説明を希望した場合に、保護の相談等の対応を依頼する。

関連施策等	連携した対応が考えられる例
成年後見制度利用促進に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援に課題があるが、本人との信頼関係の構築までに時間を要する場合に、早めにアウトリーチ支援専門員に相談する等の連携を行う。
社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が提供する福祉サービス、ボランティアセンターやケアネット活動等の住民のつながりの場を活用する。 ・民生委員による見守り等の支援が有効と考えられる対象者への支援に関し、当該地区の民生委員が重層的支援会議等に参加し、多機関協働事業者等と連携した支援を行う。
地域若者サポートステーション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した課題を有する 15 歳から 49 歳までの若年無業者、ニート等の支援対象者に対し、就労支援担当者が重層的支援会議等に参加し、多機関協働事業者等と連携した支援を行う。
消費者安全確保に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター窓口において消費者被害に関する相談を受けたときに、本人や家族の経済的困窮、障がい、介護、DV など複数の課題を抱えている状態の相談者を、支援担当課につなげる。 ・消費者被害の防止に向けた見守りネットワークと連携し、日々の活動の中で異変を発見した場合に、情報共有しアウトリーチ等を通じた早期の支援につなげる。
地域力創造施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊が実施する事業に、支援対象者（ひきこもり状態や障がい福祉サービスの対象外で一般就労が困難な人等）を受け入れ、社会参加の場として活用する。
地方創生施策	<ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創成総合戦略に基づく多様な主体による参画の取組と連携する。（全世代・全員参加型「生涯活躍のまち」事業、小さな拠点の形成、地域運営組織の形成、エリアマネジメント活動等） ・空き家や遊休公共施設を活用した新規の交流イベントを開催し、移住者や高齢者など地域とのつながりが希薄化しがちな人々の社会参加促進と地域の活性化につなげる。 ・福祉との接点が少ない人との相互交流を通じて、必要な時に支援が可能となるような体制をつくる。
農林水産施策	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携により、複雑化・複合化したニーズを抱える支援対象者を受け入れ、自然の中での作業を通じて心身の回復、自己有用感、就労意欲の向上等につなげ、社会参加に向けた支援を行う。 ・ユニバーサル農園（多世代・多属性が参加する体験農園）を実施し、交流の場を創出する。 ・農村型地域運営組織（農村 RMO）を活用し、支援対象者の受け入れ先を創出する。

関連施策等	連携した対応が考えられる例
地域循環共生圏に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル事業、バイオマス活用事業等において、雇用の場の一部を「中間的就労の場」として切り出し、支援対象者を受け入れる。 ・地元野菜の有効活用、フードロスの削減の取組の一環として、支援対象者の居場所への食材提供や、支援対象者が担い手となった運営を行う。 ・地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業に取り組む活動団体と連携・協働する。
住宅セーフティネット制度に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市住生活基本計画の施策を推進する。 ・高齢者、低所得者、障がい者、外国人、保護観察対象者等、住宅の確保に配慮を要する人に対し安全・安心な居住を確保するための支援を行う。
多文化共生に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプデスクと連携した相談対応を行う。 ・外国人住民の生活課題への対応を検討する。 <p>日本語学習支援、地域住民に対する多文化共生の意識啓発、相互に交流し理解を深める地域づくり等</p>

関係団体の例示

・教育委員会、学校等	・保育園、幼稚園等	・厚生センター
・児童相談所	・公共職業安定所	・シルバー人材センター
・保護観察所、保護司等	・民生委員・児童委員等	・地域おこし協力隊
・消費者安全確保協議会	等	

オ 支援機関と情報共有するシステムの導入

ICTを活用し、安全かつ効果的に支援に必要な世帯の情報を共有し、関係支援機関間の連携を図る方法を検討します。

- ・庁内の各課との情報共有
- ・外部の支援機関との情報共有

(4) 評価

重層的支援体制整備事業の目標と評価指標を次のとおり設定します。

共生社会推進会議（重層的支援体制整備事業全体会議）において報告し、事業全体の進捗状況について協議します。

ア 包括的相談支援事業

- ・基本方針：世代や属性を問わず断らない相談支援体制の構築
- ・事業目標：単独の機関のみでは対応が難しい相談に、支援関係機関が連携して支援する件数(割合)の増加

(単位：件、回)

項目	5年度	6年度	7年度
多機関協働事業における相談受付件数	1	10	20
支援プランの作成件数	1	5	10
重層的支援会議の開催回数	1	5	10
支援会議の開催回数	—	1	2

イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・基本方針：支援が必要な人に支援を届けるための体制の構築
- ・事業目標：支援が必要な世帯の情報を収集し、関係機関と連携しながら訪問等により対象者や対象世帯との関係性構築と支援につなげる事例の増加

(単位：件)

項目	5年度	6年度	7年度
地域からの情報等による支援対象者の把握件数(相談受付件数)	—	10	20
新規プラン作成件数	—	5	10

ウ 参加支援事業

- ・基本方針：支援が必要な人に参加支援の場を提供するための体制の構築
- ・事業目標：集いの場や居場所、就労体験のできる場など地域の社会資源の把握
参加支援の場の提供等の協力者となる関係機関の増加
「出口支援」につながる新たな活躍の場や就労体験の場の創設

(単位：件)

項目	5年度	6年度	7年度
参加支援のプラン作成件数	—	1	2

エ 地域づくり事業

- ・基本方針：世代や属性に関わらず、地域住民を対象として多様な地域活動が生まれやすい環境の整備
- ・事業目標：活動拠点数の増加

(単位：地域)

項目	5年度	6年度	7年度
地域支え合いネットワーク共生社会構築事業実施数	2	3	4

5 参考資料（重層的支援体制整備事業の実施機関等）

(1) 包括的相談支援事業

分野	実施事業	根拠法	担当課
介護 高齢	①地域包括支援センターの運営	介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号まで	地域福祉課
障がい	②障がい者相談支援事業	障害者総合支援法第77条第1項第3号	社会福祉課
子ども	③利用者支援事業	子ども・子育て支援法第59条第1号	子育て支援課 こども福祉課
困窮	④生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法第3条第2項各号	社会福祉課

①地域包括支援センターの運営

相談機関名	担当地区	受託法人	所在地・連絡先
新湊西地域包括支援センター	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町、中央町、桜町、西新湊、三日曾根、善光寺、緑町、塚原地区、作道地区	(福)射水万葉会	朴木211番地1 特別養護老人ホーム射水万葉苑内 0766-83-7171
新湊東地域包括支援センター	立町、八幡町、中新湊、二の丸町、越の潟町、海王町、片口地区、堀岡地区、海老江地区、本江地区、七美地区	(福)射水万葉会	七美882番地1 軽費老人ホームケアハウス万葉内 0766-86-8739
小杉・下地域包括支援センター	三ヶ地区、戸破地区、大江地区、下地区	(福)小杉福祉会	大江333番地1 特別養護老人ホーム大江苑内 0766-55-8217
小杉南地域包括支援センター	橋下条地区、金山地区、黒河地区、池多地区、太閤山地区、中太閤山地区、南太閤山地区	(福)小杉福祉会	南太閤山3丁目2番地1 小杉南福祉交流センターつな〜ぐ内 0766-56-8725
大門地域包括支援センター	浅井地区、櫛田地区、水戸田地区、二口地区、大門地区	(福)大門福祉会	中村20番地 特別養護老人ホームこぶし園内 0766-52-0800
大島地域包括支援センター	大島地区	(福)射水市社会福祉協議会	小島700番地1 射水市大島コミュニティセンター内 0766-52-8050

②障がい者相談支援事業

相談機関名	担当地区	受託法人	所在地・連絡先
あいネットいみず	全市	(福)射水福祉会	七美727番地 0766-86-8522
ふらっと	全市	(特非)ふらっと	太閤町4番地 0766-56-6661

つどい	全市	(特非)ワークホーム悠々	三ヶ 3721 番地 8 0766-55-4110
むげん	全市	(特非)むげん	棚田 59 番地 0766-52-1737

③利用者支援事業

相談機関名	担当地区	受託法人	所在地・連絡先
保健センター	全市	直営	中村 38 番地 0766-52-7070
こども家庭センター			新開発 410 番地 1
子ども子育て総合支援センター(子育て支援センター)			二口 1081 番地 0766-52-7410

④生活困窮者自立相談支援事業

相談機関名	担当地区	受託法人	所在地・連絡先
ふくし総合相談センターすてっぷ	全市	(福)射水市社会福祉協議会	戸破 4200 番地 11 0766-55-5202

(2) 多機関協働事業・支援プランの作成

機関名	事業内容	形態	担当課
多機関協働事業者(相談支援包括化推進員)	困難事例の課題の解きほぐし、支援関係機関の役割分担、重層的支援会議の主催、支援プランの作成など、事業の中心を担う。 主に支援者に対する支援を行う。	直営	地域福祉課
支援関係機関関係課	支援チームの一員として、重層的支援会議に参加し、役割分担に応じた支援を実施する。	—	—

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

機関名	事業内容	形態	担当課
アウトリーチ支援専門員	・支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集 ・事前調整 ・関係性構築に向けた支援 ・家庭訪問及び同行支援	直営	地域福祉課

(4) 参加支援事業

機関名	事業内容	形態	担当課
参加支援コーディネーター	・相談受付、プラン作成 ・資源開発、マッチング ・定着支援、フォローアップ	直営	地域福祉課

参加支援に関連する事業

名称	所在地	運営主体	連絡先
すてっぴカフェ	戸破4200番地11	(福)射水市社会福祉協議会	0766-55-5204

(5) 地域づくり事業

分野	実施事業	根拠法	担当課等
介護 高齢	①地域介護予防活動支援事業 ②生活支援体制整備事業	介護保険法第115条の4 5第1項第2号、第5号	地域福祉課 保健センター
障がい	③地域活動支援センター事業	障害者総合支援法第77 条第1項第9号	社会福祉課
子ども	④地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法第 59条第9号	子育て支援課
困窮	⑤生活困窮者支援等のための地域 づくり事業	生活困窮者自立支援法第 3条第2項	社会福祉課 地域福祉課

①地域介護予防活動支援事業

実施内容	実施場所	実施体制
地域支え合いネットワーク事業	地域振興会 26 か所	地域振興会に補助
地域支え合いネットワーク共生社会構築事業	地域振興会2か所 (七美、太閤山)	地域振興会に補助
きららか射水100歳体操普及事業	各地区	市及び地域包括支援センターの職員が普及型・定着型の支援を実施 (福)射水万葉会 (福)小杉福社会 (福)大門福社会 (福)射水市社会福祉協議会
地域ふれあい介護予防事業	いきいき長寿館	(福)射水万葉会

②生活支援体制整備事業

実施内容	実施地区	受託法人等
第1層生活支援コーディネーターの配置	市全域	直営
第2層生活支援コーディネーターの配置	地域包括支援センター圏域 (新湊西、新湊東、小杉・下、 小杉南、大門、大島) 6か所	(福)射水万葉会 (福)小杉福社会 (福)大門福社会 (福)射水市社会福祉協議会

③ 地域活動支援センター設置事業

名称	所在地	運営主体	連絡先
あいネットいみず	七美 727	(福)射水福社会	0766-86-8522
ふらっと	太閤町 4	(特非)ふらっと	0766-56-6661
つどい	三ヶ 3721-8	(特非)ワークホーム悠々	0766-55-4110
むげん	棚田 59	(特非)むげん	0766-52-1737

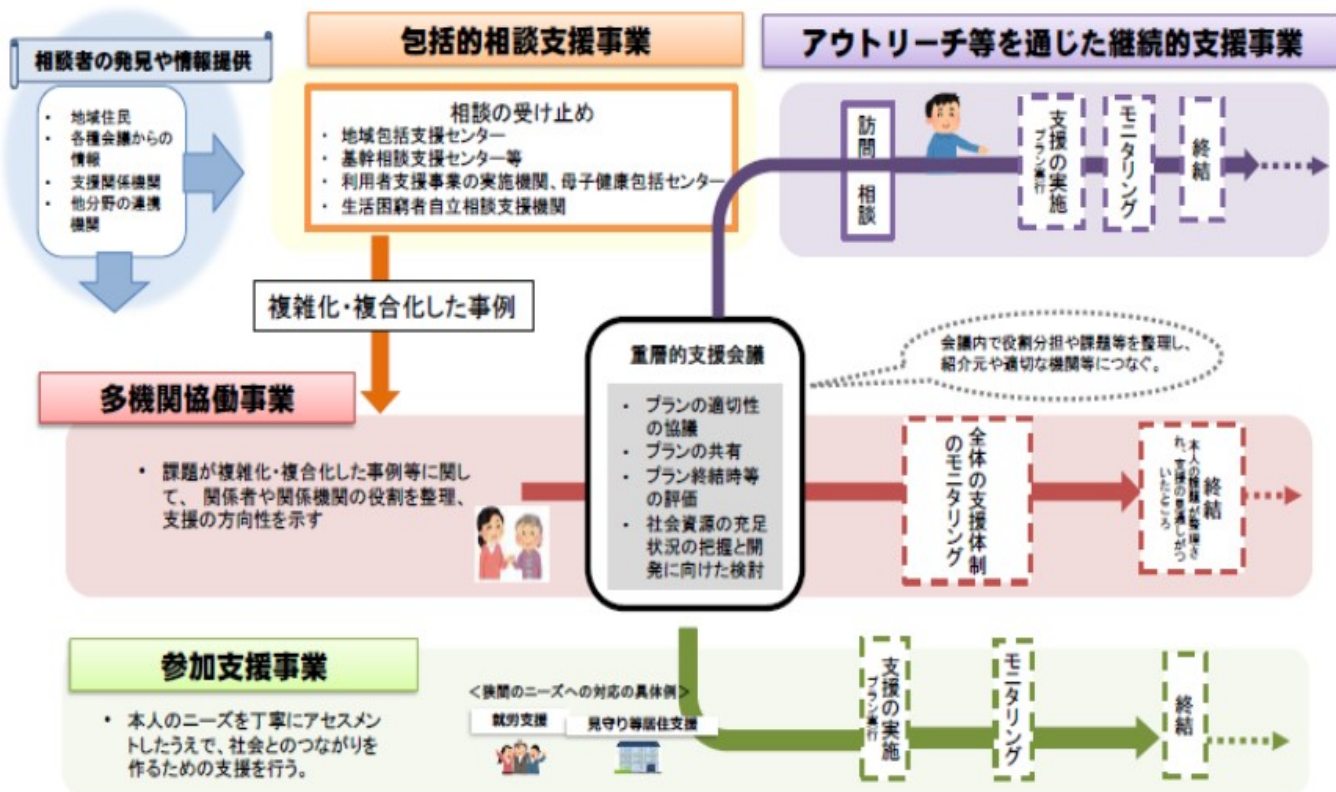
④地域子育て支援拠点事業

名称	所在地	運営主体	連絡先
射水市 子育て支援センター	ニロ1081番地 キッズポートいみず2階	直営	0766-52-7410
海老江こども園 子育て支援センター	海老江1057番地 海老江こども園内	(福)射水万葉会	0766-86-5050
グランパ	本町三丁目12番28号 カモン新湊ショッピングセン ター2階	(特非)新湊くらし 応援団	0766-84-4077
新湊つくりみち 子育て支援センター	殿村115番地 新湊つくりみちこども園内	(福)浦山学園福 社会	0766-82-8787
太閤山 子育て支援センター	太閤山8丁目4番地2 太閤山あおい園内	(学)鷹寺学園	080-1952-8975
ふらっと	太閤町4番地 地域生活支援交流ハウス	(特非)ふらっと	0766-56-6661
戸破 子育て支援センター	戸破2475番地 戸破児童館内		0766-55-0154
大島つばさ保育園 子育て支援センター	新開発380番地1 大島つばさ保育園内	(福)射水万葉会	0766-51-6060
射水おおぞら保育園 子育て支援センター	小島516番地1 射水おおぞら保育園内	(福)射水万葉会	0766-51-6262

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

実施内容	実施場所	実施体制
地域支え合いネットワーク共生社会構築事業(再掲)	地域振興会2か所	地域振興会に補助
地域住民主体の活動を支援する担い手の確保事業	市内全域	市直営

支援の流れ



(厚生労働省 資料より)

(6)連携体制の構築

役割	担当課	関連する事業・業務等
相談支援包括化推進員	地域福祉課	・多機関協働に関する調整(重層的支援会議等)
アウトリーチ支援専門員		・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業利用
参加支援コーディネーター		・参加支援事業利用
相談支援推進員	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待(在宅)相談対応 ・成年後見制度利用(市長申立・報酬助成) ・養護老人ホーム入所相談 ・高齢者福祉相談(在宅サービス利用) ・認知症相談 ・民生委員・児童委員 ・地域生活定着促進事業(保護観察所、保護司) ・高齢者の就業(シルバー人材センター) ・孤独・孤立対策
	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者保健・福祉相談支援 ・障がい者虐待相談対応 ・生活困窮者自立相談支援 ・生活保護制度 ・ひきこもり対策
	介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス ・高齢者虐待(施設)相談対応
	保険年金課	・高齢者医療、保健
	子育て支援課	・保育コンシェルジュ

役割	担当課	関連する事業・業務等
		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て総合支援センター ・子育て支援サービス ・ひとり親家庭相談 ・児童虐待相談 ・ヤングケアラー相談
	こども福祉課	・こども家庭センター
	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・母子、成人保健 ・子どもの育児、発達に関する相談 ・自殺対策
共生社会推進会議 構成メンバー	収納対策課	・納税相談
	市民活躍・文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興会 ・多文化共生施策 ・外国人ヘルプデスク ・女性相談
	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター、消費者安全確保 ・防犯、交通、免許返納
	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ屋敷 ・地域循環共生施策
	商工企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援 ・地域若者サポートステーション事業
	観光まちづくり課	・空き家活用
	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策 ・農福連携
	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策 ・市営住宅 ・住宅セーフティネット制度(住まい確保のための支援)
	上下水道業務課	・上下水道料金納付相談
	学校教育課	・子ども育成支援
	教育センター	・いじめ、不登校、学校生活
	相談支援機関	地域包括支援センター
地域活動支援センター		・障がい者支援
射水市社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉全般の相談 ・生活困窮支援に関する相談 ・生活福祉資金 ・ひきこもりに関する相談 ・日常生活自立支援事業 ・地区社会福祉協議会 ・ボランティア団体 ・農商福連携
高岡厚生センター射水支所		<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉 ・難病